

大分県企業局環境保全活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 企業局長は、工業用水道事業の水源である大野川流域の良質な河川環境の維持に貢献するため、環境保全活動を行う者が事業を実施するのに要する経費に対し、予算の定めるところにより助成金を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「大野川流域」とは、大野川水系の河川沿いをいう。なお、ここで言う河川とは、常時水が流れている区間のことであり、川幅の長短は問わない。
- (2) 「環境保全活動」とは、調査、研究、意識啓発、美化、水源涵養など河川の環境保全に資するもので、営利事業を除く全ての活動をいう。

(助成対象経費)

第3条 この助成金の交付の対象となる経費は、交付決定を受ける年度の環境保全活動に係る経費で、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 環境保全活動を実施するために使用した資材購入費
- (2) 参加者飲料代（活動中の水分補給用として）
- (3) その他、企業局長が特に必要と認めるもの

(助成金交付額)

第4条 前条に該当する助成対象経費の総額のうち、自己負担額（他団体からの補助金及び助成金等の金銭的援助を除いた額）の3分の2以内で、予算の範囲内で企業局長が定めた額とする。

(申請及び交付の決定)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、企業局長に対し助成金交付申請書（第1号様式）により申請するものとし、次に掲げる書類を添付し、企業局長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他企業局長が必要と認める書類

2 企業局長は、前項の申請書を審査し適当と認めたときには、申請者に対し助成金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(助成条件)

第6条 助成条件は次のとおりとする。

- (1) 助成対象となる環境保全活動（以下「助成事業」という。）の内容又は経費の変更（軽微な変更を除く）をする場合は、助成事業変更承認申請書（第5号様式）を企業局長あて提出し、その承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合は、企業局長の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに企業局長に報告し、その指示をうけること。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (5) その他、この要綱の定めに従うこと。

2 前項第1号の規定による企業局長の定める軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 助成金の交付目的に反しない助成事業の変更
- (2) 助成対象経費の30パーセント以内の減

(実績報告)

第7条 申請人は、事業完了後、事業実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付し、事業完了の日から起算して30日を経過した日、又は交付決定年度の末日のいずれか早い期日までに企業局長へ提出するものとする。

- (1) 事業実績書（第7号様式）
- (2) 収支精算書（第8号様式）
- (3) 経費が確認できる領収書又は請求書の写し
- (4) 活動内容が確認できる写真
- (5) その他企業局長が必要と認める書類

(額の確定)

第8条 前条の報告書の提出を受けた企業局長は、内容を審査し、助成金の額の確定通知書（第9号様式）を申請者あて通知するものとする。

(請求及び支払)

第9条 助成金は、前条の規定により交付すべき額を確定した後に支払うものとし、申請者は助成金交付請求書（第10号様式）により企業局長へ請求するものとする。

(附則)

この要綱は、平成30年6月29日から適用する。

(附則)

改正後の要綱は、令和4年度予算に係る大分県企業局環境保全活動助成金から適用する。